



# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

December 2006

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約370人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足いただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース  
金融部**

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2006 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## 平成19年度税制改正大綱

### 金融、不動産および国際業務に係る主な改正点

平成18年12月14日に自由民主党より平成19年度税制改正大綱が発表されました。平成18年12月19日に財務省より平成19年度税制改正の大綱、平成18年12月19日に総務省より平成19年度地方税制改正(案)要旨(以下、まとめて「大綱」)が発表されました。今後、当該大綱を受けて財務省が作成した税制改正要綱が閣議決定され、要綱に基づき税法案が国会に提出されます。国会において法案が採択された後、法令として公表されます。

本ニュースレターではこれらの改正大綱のうち、組合関連、国際課税、減価償却制度、金融・証券税制、土地税制などに関する主な改正点についてご紹介いたします。

特に、1. 組合関連 (1) の匿名組合員の人数要件がなくなり、すべての匿名組合契約の利益の分配が源泉税徴収対象となることや、2. 国際課税 (1) のタックス・ハイブン税制にかかる適用対象会社の判定要件の改正は、証券化、流動化案件や投資ファンドのストラクチャーに影響を与えることが考えられます。また、減価償却制度の変更や信託税制の整備についても、その取扱いについて注意を要すると考えられます。

## 1. 組合関連

- (1) 支払調書および源泉徴収制度の対象となる匿名組合契約等に係る組合員の人数要件を撤廃し、すべての匿名組合契約等に基づく居住者又は内国法人に対する利益の分配が支払調書及び源泉徴収制度の対象とされることとなりました。
- (2) 投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益又は損失の額について、現行の「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」と同様に、計算書の提出制度が整備されることとなりました。
- (3) 上記(1)および(2)の改正は平成20年1月1日以後に支払われる匿名組合契約等に基づく利益の分配及び同日以後に提出する計算書等について適用されます。

## 2. 国際課税

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等(いわゆるタックス・ヘイブン税制について)

- (1) 外国関係会社及び適用対象となる内国法人等の判定について、議決権(剰余金の配当等に関するものに限る)の異なる株式または請求権の異なる株式を発行している場合には、株式の数の割合、議決権の数の割合または請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれか多い割合で行うこととされました。  
したがって、これまで議決権を有する普通株式を外国法人が保有することで、タックス・ヘイブン税制の適用がなかったケースにおいても、請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合による判定基準が加わったことで、当該税制が適用されるケースも想定される点に留意が必要です。
- (2) タックス・ヘイブン税制の適用除外を受けるために必要な書類等の保存がない限り、適用除外が認められないこととなりました。

## 3. 減価償却制度

- (1) 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額が廃止され、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとなりました。
- (2) 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で残存価額を均等償却できることになりました。
- (3) 特定の設備に係る耐用年数の短縮も予定されています。なお、固定資産税における償却資産については、現行の評価方法が維持されています。

## 4. 信託法改正に伴う税制整備

- (1) 信託法の改正による新たな類型の信託(受益証券発行信託、受益者等の存在しない信託、受益者連続型信託等)に係る税制整備が予定されています。
- (2) 信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化措置が講じることとされました。法人が委託者となる信託のうち、法人株主に受益権の過半を交付することが見込まれる一定の事業信託、長期の自己信託等、損益の分配割合が変更可能な自己信託等については受託者に法人税が課されます。
- (3) 信託受益者における信託損失の取り込みについて一定の規制が設けられます。
- (4) 投資信託等の但書信託の併合、分割について新信託の受益権以外の資産の交付を受けていない場合には、旧信託の受益権の譲渡損益の計上を繰り延べられます。
- (5) 受託者課税される信託について、国内の営業所に信託されたものは内国法人と、国外の営業所に信託されたものは外国法人と同様の課税を行うこととされます。
- (6) 合同運用信託の範囲や信託財産を有するものとされる受益者、委託者その他の者の範囲について整備が

行われます。

## 5. リース取引に係る税制整備

所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買取引とみなすこととされました。それに伴い、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法はリース期間定額法とされ、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、一定の収益計上方法が認められることとなりました。

## 6. 金融・証券、土地税制

- (1) 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限が1年延長されることとなりました。
- (2) 以下の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置が2年延長されることとなりました。
  - 特定目的会社(SPC)が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産
  - 投資信託により取得する一定の不動産
  - 投資法人が取得する一定の不動産

## 7. その他

上記のほか、以下の項目について改正・延長が予定されています。

- (1) 役員給与の取扱いに係る整備(職制上の地位の変更等により改定がされた定期給与の取扱い、事前確定届出給与に係る届出期限等)
- (2) 資本金の額または出資金の額が1億円以下である会社についての特定同族会社の留保金課税制度の適用除外
- (3) 上場株式等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限の2年延長
- (4) 三角合併等が可能となることに伴う税制整備
- (5) 国外関連者との取引に係る課税の特例(いわゆる移転価格税制)について、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度の創設ならびに事前確認および事前相談についての執行体制の整備

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マネージャー	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com
ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com	